

## 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の公表

公表日：2023年6月22日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者の男女の賃金の差異	62.5%
正規雇用の男女の賃金の差異	74.4%
非正規雇用の男女の賃金の差異	79.6%

### 補足事項

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与、その他各種手当、交通費を含み退職手当を除く。

役員：役員は除く

正規雇用：出向者については学外への出向者及び企業等からの出向者を除く。

非正規雇用：パートタイマー、嘱託を含みTA（ティーチングアシスタント）、RA（リサーチアシスタント）、非常勤講師、派遣社員を除く。

人員数は各月に給与の支給のあった人員の合計の12か月平均で算出。附属病院、附属学校、附帯施設等の人員を含む。